

2011年7月 July 2011

意見募集 Request for Views

アジェンダ協議2011 Agenda Consultation 2011

コメント募集期限: 2011年11月30日 Comments to be received by 30 November 2011



国際会計基準審議会議長ハンス・フーガーホーストからの公開書簡

この最初の正式なアジェンダ協議は、まさにこの重要な時に実施されます。これまで10年間の作業を経て、IFRSsが国際的な財務報告言語となったことは異論のないところです。IFRSのコミュニティが成長を続けるにつれて、多様性も増えています。すなわち、金融市場は複雑性を増しつつあり、電子ファイリングなど財務報告の新しい側面がより重要になっています。



この最初の正式なアジェンダ協議は、まさにこの重要な時に実施されます。これまで10年間の作業を経て、IFRSsが国際的な財務報告言語となったことは異論のないところです。IFRSのコミュニティが成長を続けるにつれて、多様性も増えています。すなわち、金融市場は複雑性を増しつつあり、電子ファイリングなど財務報告の新しい側面がより重要になっています。

私はこのアジェンダ協議が、財務報告に関心があり影響を受けるすべての方々と「次は何か？」についての開かれた議論をするための素晴らしい機会であると考えます。私達の作業計画を設定する上で、私達の広範な戦略的方向はどうあるべきでしょうか。また、利用可能な限られた時間と資源を割り当てる際に、優先的に取り組むべき財務報告のプロジェクトやその分野はどれでしょうか。

皆様の優先課題とニーズを理解することは、世界を基盤とする私達の利害関係者の多様なニーズを作業計画に反映するのに役立つことでしょう。過去10年間に、財務諸表の作成者と利用者

は、多くの変化に対処しなければならませんでした。そのため、私たちは、多くの方々が、今後さらに重要なプロジェクトに着手する前に、安定したプラットフォームを必要としているのではないかということに気付いています。

このアジェンダ協議は、広範なインプットを求めるために意図的に自由解答方式の質問を設定しています。私は、直接的又は間接的に財務報告の影響を受けるすべての方々が、この協議に関与されることを強く推奨いたします。

あなたのコメントが、未来の財務報告の形成に貢献し、過去10年間の成功をさらに増進するための助けとなります。

敬具

A handwritten signature in dark ink, appearing to read 'Hans Fuggerhohst'.

ハンス フーガーホースト

アジェンダ協議2011

目 次

アジェンダ協議の背景及び目的	6
アジェンダ協議とIASBのアジェンダ設定プロセス	7
全体的な戦略的方向性とアジェンダのバランスーIASBの暫定的見解	8
財務報告の開発	10
既存のIFRSの維持管理	11
財務報告ニーズの理解	12
バランスの達成	15
今後の手順	16
インプットの提供方法	16
2011年アジェンダ協議の日程	16
付録A:IFRS財団の目的とIASBのアジェンダの要件	17
付録B:IFRS諮問会議からの助言	19
付録C:以前にアジェンダに追加されたが延期されたプロジェクト 及び新規のアジェンダ提案	20

アジェンダ協議の背景及び目的

我々、国際会計基準審議会 (IASB) は、財務報告に関心を有するすべての人々からの意見を、我々の作業計画の戦略的方向性と全体的なバランスとともに、今後3年間にわたっての個々のプロジェクト又はアジェンダ領域の優先順位に関して集めるために、このアジェンダ協議に取り組んでいる。

評議員会は、2010年に3年ごとのアジェンダ協議を導入した。IFRS財団の第2次の定款見直しの間に寄せられたコメントに対応したものである。

その目的は、我々のアジェンダ設定プロセスの広範な各部分に関する公式な一般からのインプットの経路を設け、公的説明責任と正当性を高めること、及びそれにより国際財務報告基準 (IFRS) への関心とIFRSの可視性を国際的に深めることであった。

我々は、企業の財政状態及び業績の忠実な表現を提供する財務報告基準の開発を支えるためのアジェンダの設定に努める。我々の目的は、これらの基準が投資者及び他の市場参加者が経済的意思決定及び資源配分的意思決定を行うのに役立つことである。

アジェンダを設定する際に、我々は利用可能な資源と時間 (我々及び関係者の) が限られていることを考慮する必要がある。したがって、以下の点に関する選択をする必要がある。

(a) 我々のアジェンダの全体的な戦略的方向性及びバランス——これには、財務報告の開発とIFRSの維持管理をどのようにバランスさせるかが含まれる。

(b) 世界中での財務報告ニーズ——これには、どのプロジェクトを加えるべきか及びそれらのそれぞれの範囲の考慮が含まれる。多くのプロジェクトは、狭い範囲のプロジェクトで中期的に、あるいは長期的な包括的プロジェクトで、扱うことができる。

このアジェンダ協議で我々が受け取る意見は、資源を配分する際や、どのプロジェクトを優先すべきか及びそれらのプロジェクトをどのような形で今後3年間にわたる我々のアジェンダに加えるべきかを議論する際の、我々の考えの方向付け及び形成に役立つであろう。

しかし、我々のアジェンダ設定サイクルを通じて、また、3年ごとの公開協議の間に、我々は財務報告のニーズを引き続き積極的にモニターし、アジェンダを修正する場合もある。世界的な財務報告のニーズに対応し、また、アジェンダ・プロジェクトの進捗状況や資源の利用可能性を考慮して、プロジェクトを追加、改訂、加速又は削除する手順を踏みながらである。それらの世界的な財務報告のニーズ及び優先順位を検討する際に、我々は、関係者からの意見を考慮し、IFRS財団の評議員会及びIFRS諮問会議と協議する。

このアプローチにより、予想外で緊急の要望 (金融危機から生じたものなど) に対応できる。

アジェンダに関する協議期間は2011年11月30日までである。この間に、IASBのメンバーとスタッフは、広範囲のアウトリーチ活動を行い、この意見募集に対して受け取る公式のコメントに加えて、広範囲の利害関係者からのインプットを集める。また、アジェンダに関する追加的なインプットを、評議員会、IFRS諮問会議、及び他の国内の及び国際的な利害関係者から求める。我々は、これらの基準が役立つことを意図している相手である投資者との接触に特に努力する。

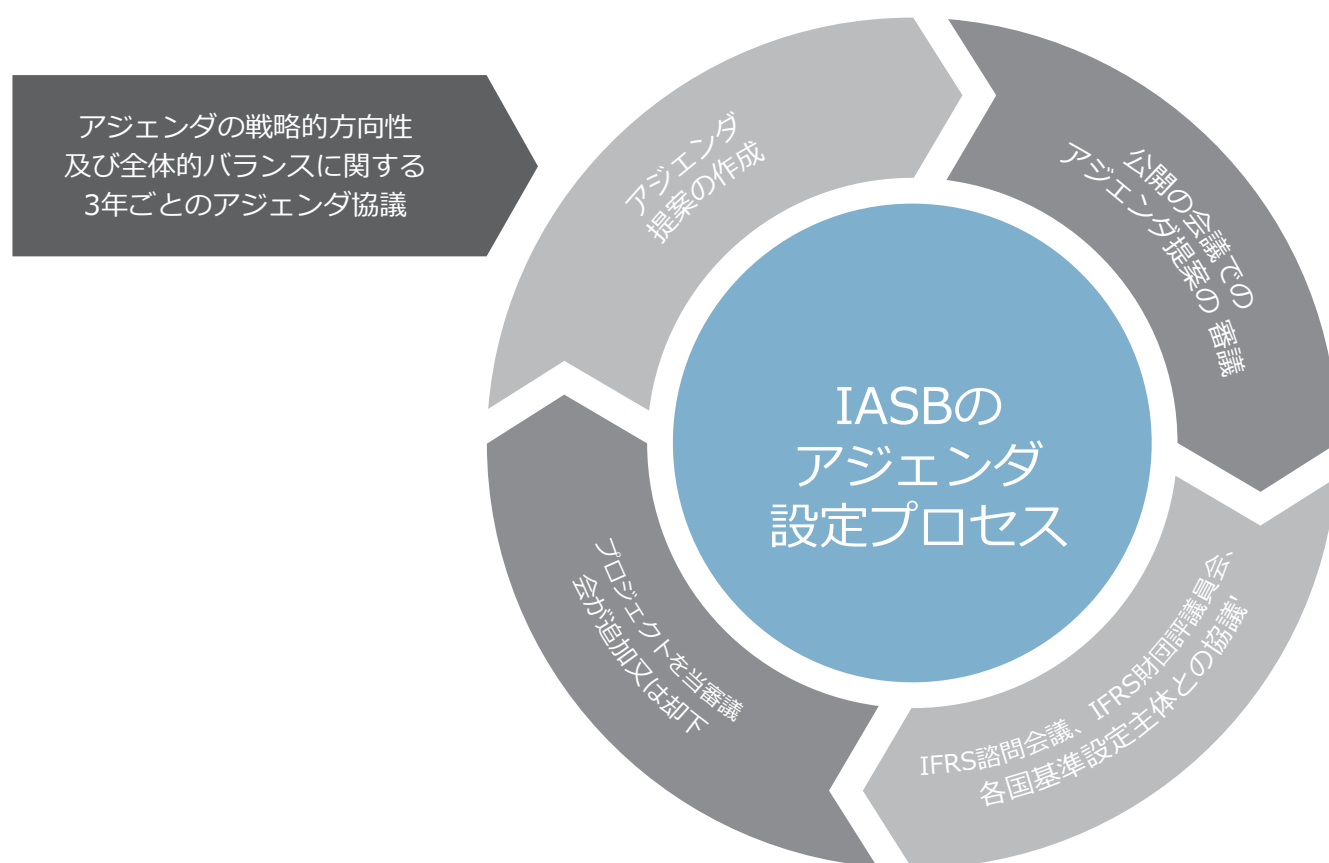
我々は、関心のある人々すべてに情報を与えるために、個別のプロジェクト・ページと電子メール・アラートを創設している。アラートの購読には、下記のアジェンダ協議のページを訪問されたい。

<http://go.ifrs.org/agenda+consultation2011>

この協議は「中小規模企業のためのIFRS」の3年ごとの見直しのサイクルは扱っていない。その協議はこの見直しとは別に進められる。

アジェンダ協議とIASBのアジェンダ設定プロセス

IASBの作業計画の戦略的アプローチ及び大まかな形に関する3年ごとのアジェンダ協議は、IASBの独立のアジェンダ設定プロセスを補完し充実させるものである。寄せられたコメントは、考えられるアジェンダ項目を検討する際のIASBの考えを方向づけることになる。



全体的な戦略的方向性とアジェンダのバランス——IASBの暫定的見解

このアジェンダ協議は、財務報告に関心を有するすべての人々がIASBのアジェンダの将来の姿に寄与する機会である。我々は、今後3年間にわたる資源の配分と種々の財務報告ニーズのバランス確保を行う上での大まかな戦略的優先順位に関する皆様の考えを理解したい。

インプットを促進するために、我々は、IFRS諮問会議と協議して、主要な側面に関する暫定的な見解を作成した。これらは、今後数年間にわたる我々のアジェンダの全体的な戦略的アプローチと構成を方向づけるのに役立つと我々が考えているものである。

今後数年間の我々の大まかな戦略的アプローチをどのようにすべきかを考慮するにあたって、我々が現在活動している状況及びこの組織が2001年に発足した以降に生じた変化を考慮することが重要であると我々は考える。

将来のアジェンダに向けての戦略的アプローチに反映すべき3つの主要な側面があると我々は考える。

1. 多様化したIFRS共同体
主要経済圏のほとんどすべてが、IFRSを使用しているか又はIFRSとのコンバージェンス若しくはIFRS採用の計画を発表している。実際、さらに多くの国々が本年及び来年にIFRS共同体に加わろうとしている。IFRS共同体が拡大するにつれて、ますます多様化が進み、その結果、新たな財務報告の論点をIASBが検討する必要が出てくる可能性がある。

2. 複雑化した市場環境
過去10年間に金融市場はますます複雑化し、検討を要する新たな論点や課題が出てきている。

3. 適用を要する数々の変更
これらの論点を検討する間に、我々は利用者及び作成者の作業量や彼らに対する圧力についても意識している。米国財務会計基準審議会(FASB)との覚書(MoU)に従った米国会計基準(US GAAP)のIFRSとのコンバージェンス、金融危機に対応したプロジェクトの加速化、及びG20グループの提言に我々が重点を置いたことにより、このレベルの作業と圧力が生じた。我々は、今後数年間にわたる新基準の導入に必要な労力の量についても意識している。

これらの各側面に加え、評議員会の戦略レビューの第1部の結果により、基準の品質と適用に関してやはり検討を要する2つの重要な緊張関係が識別されている。

1. 基準の品質と目的適合性を立証する必要性
2. 適用と採用に関する実務が不統一となるリスク

我々は、我々の戦略的アプローチはこれらの緊張状態に対処する必要があり、資源を配分する際の我々のアプローチを方向づけるものとすべきだと考えている。

これらの点を考慮して、IASBの作業の決定要因となる5つの戦略的分野があると我々は考える。それらは2つの主要な区分に分けられる。財務報告の開発と既存のIFRSの維持管理である。

財務報告の開発

- IFRSの首尾一貫性の強化。これは概念フレームワークの見直しの完了、及び表示と開示のフレームワークの開発を通じた財務報告の有用性の改善によって行われる。
- 調査研究への投資と財務報告に関する戦略的論点への対処。これらの目的は、将来の基準設定の助けとなること、及び財務報告についてのIASBの将来像を開発することである。これには、IFRSと統合報告¹との相互関係の探求も含まれる。
- IFRS文書の不足部分の補充。これは基準レベルのプロジェクト、すなわち、新規のIFRSの開発又は主要な修正により行われる。

既存のIFRSの維持管理

- 新規のIFRS及び主要な修正の運用上の論点について、適用後レビューの実施を通じてより良い理解を得ること。
- IFRSの適用の首尾一貫性と品質の改善。これは改訂後のIFRSのセットから生じる適用上のニーズへの対応により行われるが、目標を絞った狭い範囲のIFRSの改善を利用する。これには、XBRL²のIFRSとの統合の完全性及び首尾一貫性の検討も含まれる。

¹ 統合報告とは、企業の戦略及び財務的・非財務的業績の全体的かつ統合的な会計である。

² XBRL（拡張可能な財務報告言語）は、事業及び財務報告に関する共通の電子的様式を提供する。

財務報告の開発

このセクションは、これら5つの戦略領域についての我々の理解をさらに詳細に示している。我々は、我々のアプローチに同意するかどうか、及び2つの区分とその中の5つの戦略領域をどのようにバランスさせるかについての皆様の考えを知りたい。

概念フレームワーク(表示と開示のフレームワークを含む)

概念フレームワークは、我々が原則主義の、内的に整合し、国際的に収斂された基準を設定するのに役立つ。また、概念フレームワークは、IFRSの中に特定の取引又は状況についての具体的なガイダンスがない場合に、作成者、監査人、規制当局等にガイダンスを提供する。概念フレームワークの見直しそれ自体は、報告企業に新たな財務報告の要求を課すものではない。

我々の現在のアジェンダには、概念フレームワークを改訂し洗練するプロジェクトが含まれている。その8つのフェーズの最初のものが2010年に完了した。我々はこのプロジェクトに関してFASBと共同で作業してきた。

概念フレームワーク・プロジェクトの将来のフェーズの1つは、表示と開示の原則を開発するものとなる。これは、IFRSの開示要求は分量が多すぎて、必ずしも適切な開示に焦点を当てていないという一部の関係者からの批判への対応に役立つであろう。

その後の可能性としては、開示に関する別個のIFRSを開発し、既存の各基準の開示を置き換えることが考えられる。

財務報告に係る戦略的論点の調査研究

一部の利害関係者は、我々の時間と資源の一部を、より広範な研究論点の検討に費やすことを提案している。我々は、調査研究活動に時間と労力を投資することにより、将来の基準設定の効率が高まる可能性があると考え。また、財務報告の将来の形についての戦略的レビューを行うことは、将来の基準設定のニーズを予測するのに役立つとともに、それらのニーズを満たすことへの備えにも役立つ。

戦略的レビューでは、今から10年後に財務報告とは何を意味しているのか、また、どのような形式の財務報告が行われるであろうかを検討する。統合報告への関心の高まり、電子的報告の重要性の増大、XBRLの利用の拡大を考えると、次のような質問が出てくる。我々及びIFRSは、統合報告のこうした領域とどのように相互関係を持つべきであろうか？

基準レベルのプロジェクト

2010年及び2011年に4つの主要プロジェクトに焦点を当てる際に、我々は現在のアジェンダにあるプロジェクトの一部を延期した。これらのプロジェクトの一部は、小規模又は範囲の狭い修正である。しかし、範囲の広い、すでに作業を開始しているプロジェクトもある。我々は、考え得る追加的な将来のプロジェクトについての数多くの要望も受けている。

付録Cには、我々が以前にアジェンダに加えたが延期したプロジェクトに関する情報と、我々に提案のあった追加的な考え得るプロジェクトの要約を記載している。これらのプロジェクトはすべて、将来のアジェンダの潜在的な候補である。我々は、すでに開始されているプロジェクトの再検討を、他の考え得るプロジェクトの優先順位に関する関係者の見解から学んだことを踏まえて行う。

既存のIFRSの維持管理

適用後レビュー

IFRS財団とIASBの1つの目的は、IFRSの利用と厳格な適用を促進することである。これには、適用上の問題によく反応することも含まれる。我々のデュー・プロセスでは、新規のIFRS及び主要な修正の適用後レビューの実施を公約している。

適用後レビューは、当該IFRSの開発中に議論の多い点として識別された重要な論点に重点を置き、直面した予想外のコスト又は適用上の問題の考慮を含める。

我々は、通常、新たな要求事項の適用の2年後にこれらのレビューを行う³。我々が最初に適用後レビューの実施を公約したのは、2006年11月にIFRS第8号「事業セグメント」を公表した時であった。それ以降、我々は「企業結合」のフェーズIIプロジェクト2008年のIFRS第3号「企業結合」の改訂及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の修正)の適用後レビューも公約した。

質問 1

何をIASBの戦略的優先事項とすべきだと考えるか。また、今後3年間にわたりそれらをどのようにバランスさせるべきか。

質問1(a)

識別された2つの区分及びその中の5つの戦略領域に同意するか。反対の場合、IASBはどのようにアジェンダを作成すべきだと考えるか。その理由は何か。

質問1(b)

2つの区分と5つの戦略領域をどのようにバランスさせるか。IASBのアジェンダについて他の領域を識別した場合には、回答にそれを記載されたい。

これらのレビューの結果によっては、それらのIFRSの改訂の提案もあり得る。

IFRS第8号の適用後レビューは2011年に開始の予定で、2008年のIFRS第3号の改訂とIAS第27号の修正のレビューは2012年に開始の予定である。最近の新たなIFRS及び我々の現在の主要プロジェクトから生じるIFRSも、適用後レビューのリストに追加されることになる。発効日が2013年の新IFRSについては、適用後レビューは2016年に開始する。発効日がそれより後のIFRSのレビューは、当然のことながらその後となる。

適用上のニーズへの対応

適用上のニーズへの対応には、IFRSの維持管理が含まれる。主要な新規又は改訂基準の多くは、2013年又はその後発効する。早期適用の問題への対応は、これらの新IFRSの効率的かつ効果的な適用を確保するのに役立つであろう。

IFRS解釈指針委員会は、解釈指針の開発及び年次改善を通じた修正の提案により、IFRSの維持管理に対する責任を有している。

しかし、IASBの関与には、識別された実務上の問題に対応した、目標を絞った狭い範囲のIFRSの改善が含まれることもある。

³ IASBデュー・プロセス・ハンドブック第52及び53項参照

財務報告ニーズの理解

IASBのアジェンダの全体的な戦略的方向性及びバランスに関する意見の募集に加えて、我々は、我々と関係者が直面している資源の制約を考慮に入れた上で、既存の及び考え得る新規のプロジェクトの優先順位をどのようにすべきかに関する意見も知りたいと考えている。

アジェンダの対象となるプロジェクトを選択する際に、我々は、競合する財務報告のニーズを、現在の優先順位の中で、我々及び関係者が直面している制約とバランスさせなければならない。

財務報告ニーズ

アジェンダの設定における焦点は、IFRS財務諸表を利用する投資者、融資者及び他の債権者に置かれているが、我々はIFRSの他の利用者のさまざまな関心も考慮する。財務諸表の作成者、監査人、証券規制当局、監督規制当局、国内基準設定主体や、IFRSを法令に組み込むことに関与している他の人々である。我々は、アジェンダに含めるべきプロジェクトを検討する際に、さまざまな利害関係者のニーズと優先順位に耳を傾ける。

我々は、アジェンダのバランスを達成する際に地域的ニーズも考慮する。最近10年間の我々の焦点は、欧州、豪州及びニュージーランドの移行のニーズへの対応、US GAAPとのコンバージェンスの目標及び世界的な金融危機への対応にあった。

この協議に対応してアジェンダを設定する際に、アジア、中南米及びカナダなどの他の地域及び法域のニーズも考慮する。

また、アジェンダに追加するものとして重要だと提案されてきたいくつかのプロジェクトもある。これらの中には広範囲のプロジェクトが必要となるものがある。例えば、一部の人は、特に新興経済圏で表明されている懸念により、外貨建取引の処理の再検討を提案している。いくつかの筋から聞いている別の提案は、その他の包括利益に関する概念上及び実務上の論点（その論点がどのように現行の各IFRSをまたがっているのかを含む）を検討すべきだというものである。他の提案は、もっと限定的な範囲のプロジェクト（早期に完了が可能）の候補となり得る。マレーシア会計基準審議会による果実生成型の生物資産に関する財務報告の変更の提案などである。すでに我々に提案されているプロジェクトの詳細は、付録Cに記載している。

我々は、こうしたトピックに広範囲の支持及び関心があるのかどうか、また、現在のアジェンダを見直す際にこれらの論点に我々の関心を集中すべきだと考えるかどうか（一部の人は、基準設定の全般的な無風期間を要望しているが）を知りたい。

制約要因

アジェンダを設定する際に、我々は、それらのニーズに対応できる程度及び速度についてのいくつかの制約に留意する必要がある。

我々は、利害関係者がデュー・プロセスの要求事項に対応できるかどうかを考慮する必要がある。例えば、我々の提案を研究し理解して、コメントレター、円卓会議その他のフィードバック経路を通じて回答するのに要する時間などの考慮が必要である。

我々は、我々が最近完成させたか又は完成途上にあるIFRSの適用とそれらへの適合に時間が必要であることを認識している。近年の我々の基準設定活動の集中度（利害関係者の関与のレベルの高まりを含む）により、多くの人が、このレベルの基準設定活動から一定期間解放されたいと願うようになっている。我々は、これに配慮し、基準設定活動のペースを緩やかにするというニーズと、いくつかの領域での基準設定活動に対する要望への対応の緊急性とをバランスさせるよう努める。

我々のアジェンダは、我々自身の時間やスタッフ資源によっても制約されるが、各国基準設定主体や他の機関と協力する機会により、場合によっては、この制約が軽減されることもある。

アジェンダに追加又は削除するプロジェクトについて決定する際に、以下の点をバランスさせなければならない。

- その財務報告ニーズの緊急性、重要性及び一般性
- 対処すべき論点の範囲と複雑性
- 利害関係者がデュー・プロセスの要求事項に対応し、変更を適用できる能力
- 他の機関と協力する機会とのバランスにおける我々の資源の制約

また、作業計画に追加されるプロジェクトの数及び規模と、それらを完了できる速度との間のトレードオフもある。追加するプロジェクトが多くなるほど、また、それらの範囲が広がるほど、平均的には、それぞれを完了するのに長期間を要することとなる。

既存の優先事項

財務報告ニーズと前述の制約要因とのバランスは、既存の優先事項を踏まえた考慮も必要である。我々は、このアジェンダ協議のコメント期間中に以下のプロジェクトに関する作業を引き続き最も優先するつもりである。

1. 顧客との契約から生じる収益
2. リース
3. 保険契約
4. 金融商品
 - (a) ヘッジ会計
 - (b) 償却原価で測定する金融資産の減損
 - (c) 金融資産と金融負債の相殺

他にいくつか、我々がすでに公約しているか又は必要があるために取り組む予定の活動及びプロジェクトがある。

1. 概念フレームワークに関するプロジェクトの継続
2. 適用後レビューの実施
3. 「中小規模企業のためのIFRS」の3年ごとの見直し
4. 将来の基準設定のニーズに備えての調査研究への投資
5. 年次改善プロジェクトによるIFRSの小幅な修正

また我々は、狭い範囲ではあるがIFRS解釈指針委員会で扱うには広すぎる論点に係る追加的なプロジェクトに取り組むための能力をアジェンダに織り込みたいと考えている。

延期されたプロジェクト

我々が以前にアジェンダに加えたが、その後のアジェンダ見直しの際に、特に、金融危機やMoUプロジェクトの完了に対応して、延期されたプロジェクトがいくつかある。この協議を通じて、我々は、これらのプロジェクトに与えるべき優先順位についての意見を聞きたいと考えている。これらのプロジェクトに関する作業の継続を選択する場合、新たなプロジェクトを追加する余地は少なくなる。

以前に追加したが延期したアジェンダ・プロジェクトの要約を、我々に提案されている新たなプロジェクトとともに、次の表に示している。詳細は付録Cを参照されたい。

以前にアジェンダに追加したが延期したプロジェクト及び新規のプロジェクト案

	アジェンダに追加されたが延期された項目		プロジェクト 提案
	相当の作業が行われ たプロジェクト	ほとんど又は全く作 業が行われていない プロジェクト	
農業（特に果実生成型の生物資産）			✓
共通支配下の企業間の企業結合		✓	
国別の報告			✓
割引率			✓
1株当たり利益	✓		
排出権取引スキーム	✓		
持分法会計			✓
採掘活動			✓
資本の特徴を有する金融商品	✓		
財務諸表表示——その他の包括利益の検討 を除く	✓		
外貨換算			✓
政府補助金		✓	
法人所得税	✓		
インフレーション会計（IAS第29号の修正）			✓
無形資産			✓
中間報告			✓
イスラム法準拠の取引及び金融商品			✓
負債——IAS第37号の修正	✓		
その他の包括利益		✓	
退職後給付（年金を含む）		✓	
表示及び開示の基準			✓
料金規制事業			✓
株式報酬			✓

上記の各プロジェクトの詳細は、付録Cに記載している。

既存の優先項目である、顧客との契約から生じる収益、リース、保険契約及び金融商品は、この表には含めていない。これは、IASBがこれらのプロジェクトの完成を最優先すると決定しているからである。これら4つの既存のプロジェクトが完成に近づくに従い、新規のプロジェクトの追加又は以前に追加されたプロジェクトの復活が行われる。

バランスの達成

直面する財務報告の課題に対処するという利害関係者の要望を満たすことが、我々の念願である。我々の資源は限られているが、我々は、野心的ではあるが現実的なアジェンダを設定し、完成させることを目指すことができるし、そうするつもりである。

我々がアジェンダ上のプロジェクトに配分する資源は、いくつかの要因によって変わってくる。

1. プロジェクトの範囲の広さ

- プロジェクトの中には、複数の対応方法が考えられるものがある。例えば、採掘活動は、開示要求だけに焦点を当てた狭い範囲のプロジェクトで扱うことも、開示だけでなく認識と測定も扱う広い範囲のプロジェクトで扱うことも考えられる。

2. 論点の複雑性及び他の論点との相互関連の程度

3. すでに完了した作業の量

- すでにアジェンダに加えたプロジェクトのうちいくつかを、利害関係者が引き続き有用だと言っている財務報告の論点を扱うものであることから、継続するという選択をする場合がある。これらのプロジェクトを評価する際に、我々は、完成するまでにどのくらいの作業が残っているのかも考慮する。比較的わずかな作業で財務報告の大きな改善を達成できるプロジェクトは、資源の効率的な用途となり得る。

4. 論点の緊急性

- 緊急性の高い1つのプロジェクトに、迅速な完成のために多くのスタッフを配分することが考えられる。他方、論点の緊急性が低い場合には、完成に要する時間が長くなるのを認識した上で、同じスタッフを2つ又は3つのプロジェクトに配分することが考えられる。

5. 作業の内容

- プロジェクトの中には、各国基準設定主体と協力するのが適切なものもある。研究プロジェクトの場合には特にそうである。研究プロジェクトは、論点の広範囲な検討が必要な場合が多く、広範囲のチームを利用することでそれが容易になる。

プロジェクトを選択する際に、我々はアジェンダ提案をアジェンダの要件に照らして評価する。これにはコストと便益の考慮(付録A参照)が含まれる。また、適切な全体的バランスを確保するために、IFRS財団の目的も考慮に入れる。

質問に回答する際にはアジェンダ要件及び目的を考慮し、回答を説明する際にはこれらを参照されたい。

質問2:

IASBの基準設定行動に対する最も緊急の財務報告ニーズは何だと考えるか。

質問2(a)

種々の制約を考慮して、IASBはそのプロジェクトを優先すべきか。その理由は何か。可能であれば、包括的なプロジェクトが必要なのか、狭い範囲の、目標を絞った改善で十分なのかを説明のこと。

質問2(b)

IASBのアジェンダに新たなプロジェクトを加えるには、アジェンダの優先順位と利用可能な資源とのバランスが必要である。

IASBのアジェンダに以前に加えられたが延期されたプロジェクト(10ページの表参照)のうち、新たなプロジェクトの余地を作るために、どれを削除するか。その理由は何か。IASBのアジェンダに以前に加えられたが延期されたプロジェクトのうち、どれを復活させるべきだと考えるか。その理由は何か。質問2(a)への回答と関連付けて回答のこと。

今後の手順

IASBは、アジェンダに関する一般からのインプットを2011年11月30日まで募集している。IASBのメンバーとスタッフは、将来のアジェンダに関するフィードバックを促進するため広範囲のアウトリーチ活動を国際的に行う。

インプットの提供方法

• 書面でのコメント

コメントレターを、できればインターネット経由で下記に提出されたい。

<http://go.ifrs.org/agenda+consultation+2011+cls>

これに代えて、我々の住所に郵送する

か又は電子メールを送付することもできる。

Email: commentletters@ifrs.org

• イベントへの参加

我々のプロジェクト・ページで、将来のアジェンダが議論される会議その他の公式会合についてお知らせする。

<http://go.ifrs.org/agenda+consultation2011>

• 我々のアウトリーチをアジェンダ協議に関する小グループ会合や電話会議などの計画により拡大するのにご協力願いたい。こうしたイベントに審議会メンバーやスタッフの参加を希望される場合、連絡は Jennifer Jones へ。

Email: jjones@ifrs.org

• 投資家向け

我々は財務諸表利用者のニーズの理解に特に関心がある。現在の財務報告と、皆様が必要な情報を提供するためにどの分野で改善ができるかに関する意見を理解したい。

我々は、簡単なオンライン上のアンケートや電話会議あるいはウェブ会議を、対面型の小グループ会議に加えて、組織する予定である。さらに詳細な情報は、IASBウェブサイトの投資家セクションを参照のこと。

<http://go.ifrs.org/investors>

連絡は Hilary Eastman へ。

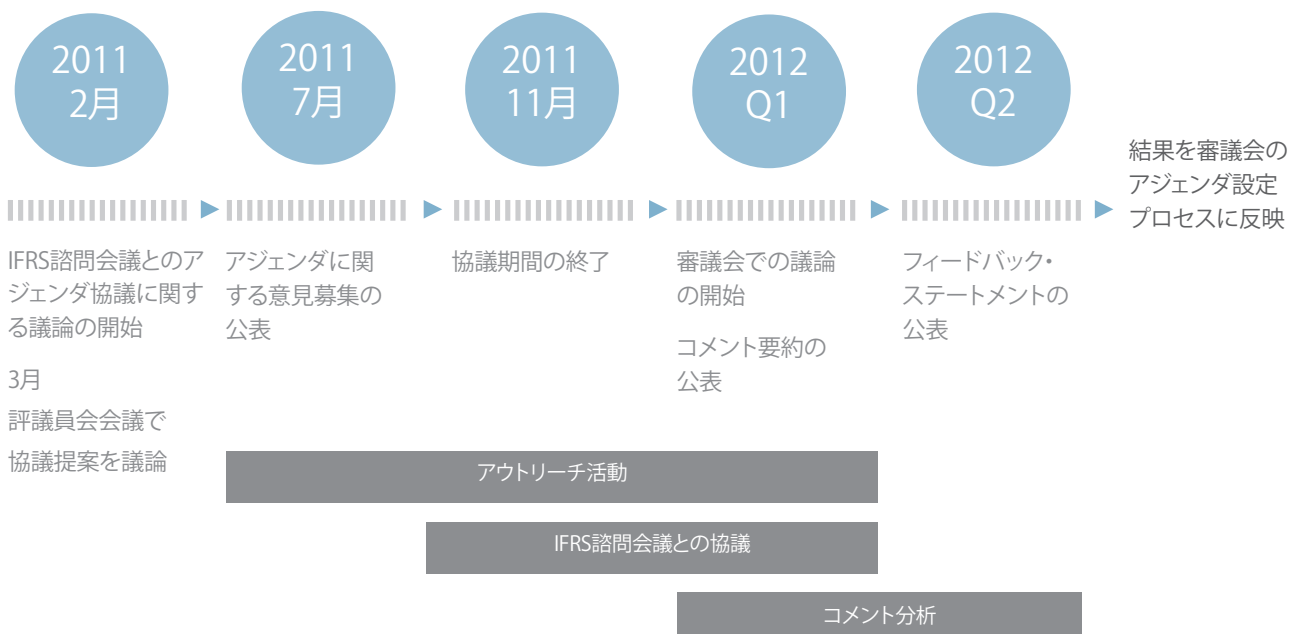
Email: heastman@ifrs.org

• 最新情報の入手

我々のアジェンダ協議アラートで、アジェンダ協議に関する最新情報が入手できる。登録は下記のページで。

<http://www.ifrs.org/IASB+Registration.htm>

2011年アジェンダ協議の日程



付録A:IFRS財団の目的及びIASBのアジェンダの要件

IASBのアジェンダに含めるべきプロジェクトは、IFRS財団の目的及びIASBの確立されたアジェンダ要件の文脈の範囲内で特定される。定款に示されているように、IFRS財団の目的は、次のとおりである。

- (a) 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること。これらの基準は、財務諸表その他の財務報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求すべきである。投資者、世界の資本市場の他の参加者及び他の財務情報利用者の適切な経済的意思決定に役立つものとするためである。
- (b) 当該会計基準の利用と厳格な適用を促進すること
- (c) (a)と(b)の関連する目的を達成するために、必要に応じて、さまざまな経済環境における広範囲な規模及び種類の事業体のニーズを考慮すること
- (d) 国際財務報告基準 (IFRS)、すなわちIASBが公表する基準及び解釈指針の採用を、各国の国内会計基準とIFRSとのコンバージェンスを通じて、推進し促進すること

IASBの「デュー・プロセス・ハンドブック」⁴に示されている確立されたアジェンダ設定の要件は、次のとおりである。

- ・ 関連情報の利用者にとっての目的適合性及び提供され得る情報の信頼性
- ・ 利用可能な現行のガイダンス
- ・ 一層のコンバージェンスの可能性
- ・ 開発されるIFRSの質
- ・ 資源の制約

関連情報の利用者にとっての目的適合性及び提供され得る情報の信頼性

IASBは、次の要素を考慮し、プロジェクトが異なる法域にまたがった利用者のニーズに対応することとなるかどうかを検討する。

- ・ 財務報告を行う環境及び規制環境の変化——その論点が国際的に問題となっており、複数の法域にわたる財務報告環境及び規制法規の変化によって生じたものであるか否か。
- ・ 一般性——当該論点が次のようなものであるかどうか。(a) 少なくとも企業及び法域に影響し、(b) 頻度が高く重要性のある問題を生じさせ、かつ、(c) 解決しないと持続する。
- ・ 緊急性——関係者から寄せられた要請は、当該論点をIASBの優先課題として取り扱うべきだという合理的な理由のあるものかどうか。
- ・ 影響——IFRSがないと利用者が最適でない意思決定をすることになるかどうか。

⁴ IFRS財団定款、第2条

⁵ IASBデュー・プロセス・ハンドブック、第55項から第60項

利用可能な現行のガイダンス

論点の重要性を評価した後に、IASBは、プロジェクトが現行のガイダンスでは不十分である分野を取り扱うことになるか否かを検討する。次の観点が考慮される。

- ・ ガイダンスが存在しない。
- ・ 各国の基準に多様性があり、財務報告の比較可能性の欠如が生じている。
- ・ 実務において多様性があるか、又は次の理由によりIFRSの適用が困難である。
 - ・ 当該IFRSが不明確であるか又は無用に複雑である。
 - ・ 当該IFRSに準拠することのコストが利用者の便益を上回る。
 - ・ 当該IFRSが時代遅れで、それが生み出す情報が経済状況又は業績を適切に反映しなくなっている。

一層のコンバージェンスの可能性

定款にも記されているように、IASBには各国の会計基準とIFRSとのコンバージェンスを促進する任務がある。したがって、ある論点に関する現行のガイダンスのレビューと並行して、IASBは、プロジェクトを実行することで、異なる法域における会計基準のコンバージェンスが達成される可能性が高まるかどうかを検討する。

開発されるIFRSの質

一層のコンバージェンスの見通しなどを含めて現行のIFRSを評価した後に、IASBは、開発が提案されているIFRSの定性的側面を検討する。次の要素が考慮される。

- ・ 代替策の利用可能性—— 論点を取り扱う際に、財務報告における目的適合性、表現の忠実性、基本的な質的特性の適用、比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性を改善する代替策が存在し、開発されるIFRSに対してIASBの十分な支持と承認が与えられる可能性が高いかどうか。
- ・ 費用対効果の検討—— 改善された財務報告の利用者にとって想定される効果が、適用の費用を上回る可能性が高いかどうか。
- ・ 実行可能性—— 他のプロジェクトの完成を待たずに、合理的な期間内に、技術的に妥当な解決策を開発することが実現可能かどうか。

資源の制約

IASBは次に、アジェンダにあるプロジェクトを実行するのに十分な資源があるか否かを検討する。次の要素が考慮される。

- ・ IASB外部の専門的知識の利用可能性—— 論点を取り扱う際にIASBが活用できるような専門的知識が国レベルで存在しているか、あるいはいくつかの会計基準設定主体がすでに、プロジェクトに対して資源を投入しているか又は論点に対処するための研究を実施しているかどうか。
- ・ 必要となる追加研究の量—— 当該トピックについて、(さらなる研究が必要であるかもしれないものの)プロジェクトを開始する基礎を形作る十分な研究が存在するかどうか。
- ・ 資源の利用可能性—— IASBとそのスタッフが、必要なデュー・プロセス活動を遂行しプロジェクトを完了させるのに十分な資源と専門的知識を利用できるかどうか。

付録B: IFRS諮問会議からの助言

IFRS 諮問会議は、2009年と2010年に開催された3度の会議で、戦略的な観点からIASBのアジェンダを議論した。2010年8月に、諮問会議は、将来のアジェンダに関する助言を示す文書をIASBに対して送付した⁶。諮問会議の議論が行われてから、IASBのコンバージェンスの作業計画の修正が2010年6月に発表された。したがって、諮問会議の助言は、IASBが当時のアジェンダを2011年6月までに完了するという前提で行われたものである。要約すると、諮問会議の助言は次のとおりであった。

基本方針

- (a) IFRSをすでに採用しているか又は採用したいと考える人々に役立つことに重点を置く。コンバージェンスは、もはや最重要の考慮事項ではない。
- (b) 営利企業のために資本市場参加者の報告ニーズに役立つという現在の目的を保持する。

短期から中期の目的

- (c) 新基準の公表の静止期間を設け、これから発効する数多くの新基準及び改訂基準を定着させる。適用上の論点を解決する支援ができるように備える。厳格な選定規準に照らして、新しい基準設定プロジェクトに対する提案を評価する。作業計画を中断することなく、予測していなかった緊急の論点に対処する能力と柔軟性を提供する。
- (d) 基準の解釈と適用が適切な程度の整合性で行われ、意図した結果を生み出すことを確保することに重要な資源を配分する。適用後レビューが重要な活動となるべきである。
- (e) 概念フレームワーク・プロジェクトの完了と表示・開示フレームワークの開発を促進する。
- (f) 将来的に財務報告に影響を及ぼす可能性の高い動向及び進展を監視する。

関係者との交流

- (g) IFRSと中小企業 (SMEs) 向けIFRSとの関係を管理する。最近の多数の新基準や改訂基準の公表により、中小企業向けIFRSの最初の定期更新は、特に困難となるであろう。
- (h) 利用者及び新興市場に特に重点を置いてアウトリーチ活動を継続し拡大する。

このアプローチでは、新しい審議会のより適切な方向付けを広範囲の長期的公約をする前に行うことができ、旧体制から新体制への移行が容易になるであろう。

また諮問会議は、2011年2月及び6月の会議で、IASBのアジェンダ協議のアプローチの案についても議論した。IASBは、本意見募集を作成するにあたり、この助言を考慮してきた。

⁶ IFRS諮問会議の議長からのレター及び報告書は、アジェンダ・プロジェクト・ページで入手できる: <http://go.ifrs.org/agenda+consultation2011>

付録C:以前にアジェンダに追加したが延期したプロジェクト及び新規プロジェクト案

この付録では、以前にIASBのアジェンダに追加されたが作業が延期されている財務報告のトピック、及び、さまざまな利害関係者が次のいずれかに該当するものとしてIASBに注意喚起した財務報告トピックの概要を示している。

- ・ 重要な追加のガイダンスが必要とされている領域
- ・ 現行基準の修正が必要だと一部の人々が考えているトピック
- ・ 現行基準には運用上の困難があると一部の人々が考えているトピック

下記の表に続いて、これらの各項目についての要約を示している。プロジェクト提案の場合には、懸念に対処するために利害関係者の一部が提案している一般的なアプローチが示されている。

	アジェンダに追加されたが延期された項目		プロジェクト提案 ¹
	相当の作業が行われたプロジェクト	ほとんど又は全く作業が行われていないプロジェクト ¹	
農業(特に果実生成型の生物資産)			✓
共通支配下の企業間の企業結合		✓	
国別の報告			✓
割引率			✓
1株当たり利益	✓		
排出権取引スキーム	✓		
持分法会計			✓
採掘活動			✓
資本の特徴を有する金融商品	✓		
財務諸表の表示			
——その他の包括利益の検討を除く	✓		
外貨換算			✓
政府補助金		✓	
法人所得税	✓		
インフレ会計 (IAS第29号の修正)			✓
無形資産			✓
中間報告			✓
イスラム(イスラム法準拠)取引及び金融商品			✓
負債——IAS第37号の修正	✓		
その他の包括利益		✓	
退職後給付(年金を含む)		✓	
表示と開示の基準			✓
料金規制事業			✓
株式報酬			✓

¹ プロジェクト提案の一部、及び以前にアジェンダに追加されたが延期されている又はIASBがこれまでにほとんど又は全く作業を行っていないプロジェクトの一部は、他の基準設定主体による研究プロジェクトのテーマとなっていた。この研究作業が、将来のIASBプロジェクトにとって有用と判明することがあるかもしれない。

農業（特に果実生成型の生物資産）

IAS第41号「農業」は、農業活動の会計処理に関するガイダンスを提供している。当初認識から収穫時点まで、売却費用控除後の公正価値による生物資産の測定を要求している。

IAS第41号では、果実生成型の生物資産と消費型の生物資産の両方に対して単一の取扱いを使用している。果実生成型の生物資産には、成熟した乳牛、ぶどうの成木、オリーブの成木などが含まれる。消費型の生物資産には、肉牛、小麦、植林地における木材パルプなどが含まれる。生物資産に生じる生物学的変化は、IAS第41号が現在要求しているように、公正価値測定の使用により最もよく反映されると多くの人々は考えている。

しかし、成熟した果実生成型の生物資産に関連する生物学的変化は、産物が果実生成型の生物資産の中又は上で成長する際に主に発生するものである。したがって、多くの人々が、成熟した果実生成型の生物資産の活動は製造活動に類似していると考え、こうした資産は有形固定資産や無形資産と同様に取得原価で会計処理すべきだと考えている。

将来のプロジェクトは、果実生成型の生物資産を扱うIAS第41号の限定的な改善とすることが考えられる。

共通支配下の企業間の企業結合

共通支配下の企業間の企業結合は、グループ再編（株式公開の準備を含む）の際に発生するものであり、IFRS第3号「企業結合」の範囲からは除外されている。結果として、会計処理の実務が不統一となっている。このプロジェクトは、アジェンダに追加されたが、IASBとFASBとの覚書（MoU）に示されたプロジェクトの完了するまで作業が延期された。デュー・プロセス文書は完成していない。

国別の報告

2010年にIASBが公表したディスカッション・ペーパー「採掘活動」には、多くの当事者からの要望についての考慮が含まれていた。採掘活動に関与している企業に一定の情報（特に政府への支払）を国別に公表するという要求を設けるという要望であった。一部の法域（特に米国及び欧州連合）では、こうした産業で営業を行っている一部の企業に同様の開示を要求することに向けた措置がとられている。2010年7月に、米国は、ドッド・フランク法を採用したが、これにはプロジェクト別の開示が含まれている。2010年10月に、欧州委員会は、多国籍企業による国別の報告に関する見解を収集するための質問表を公表した。将来のプロジェクトでは、同様の要求事項をIFRSにも含めるべきかどうかを検討することが考えられる。これには、このような要求をすべての産業に適用すべきか、一部の産業のみとすべきかについての検討も含まれる。

割引率

さまざまな会計測定には、割引後のキャッシュ・フローの見積りが伴う。IFRSでは種々の割引率を使用している。この不統一が生じているのは、基準ごとに測定目的が異なり、また、別々の時期に開発されたためである。将来のプロジェクトでは、割引率の決定方法に関してもっと首尾一貫したガイダンスの提供を目指すことが考えられる。

1株当たり利益

IAS第33号「1株当たり利益」は、潜在的普通株式の希薄化の影響を考慮に入れて、この測定値の計算についての標準化したアプローチを提供している。希薄化後1株当たり利益（EPS）の算定についてのIAS第33号のアプローチは、複雑であり、簡素化の余地がある。また、計算上の要求事項について、いくつかの領域でIFRSとUS GAAPとの間の相違もある。このプロジェクトは、アジェンダに追加され、2008年8月には公開草案が公表された。2009年4月にIASBはその結果の要約を受け取った。本プロジェクトはそれ以降、延期されている。

排出権取引スキーム

排出権取引スキームは、取引可能な排出権の利用を通じて温室効果ガスの削減を実現するように設計されている。これは比較的最近の現象であり、京都議定書の不可欠の一部となっている。多くの法域で種々の制度を導入しているが、主要な2つの形態として、キャップ・アンド・トレードのスキームとベースライン・アンド・クレジットのスキームがある。主な財務報告上の論点は、排出権取引スキームにおいて資産及び負債をどのように認識し測定すべきかである。特に、本プロジェクトは、スキーム管理者から受け取った排出枠をどのように認識し測定すべきか、また、排出枠の受取に関連してどのような負債（もしあれば）を認識し測定すべきかを検討する。IASBは、2011年後半までこのプロジェクトに関する議論の再開を予定していない。

持分法会計

持分法会計の適用は、場合によっては複雑となることがある。複雑性には、のれんの算定、アップストリーム取引とダウンストリ

ーム取引に係る利益の部分消去、及び減損の測定がある。持分法の使用の適切性を疑問視し、持分法を認めるべきかどうか異議を唱える人々がいる一方、持分法の使用を個別財務諸表に拡大することを主張する人々もいる。

将来のプロジェクトでは、どのような場合に持分法の会計処理が適切となるのか、また、その場合、簡素化が可能かどうかを再検討することが考えられる。あるいは、もっと範囲を限定して、持分法の会計処理の適用の明確化ないしは簡素化のみに重点を置くことも考えられる。

採掘活動

採掘活動は、鉱物・石油・天然ガス資源の探査及び発見、これらの資源の開発、及び鉱物・石油・天然ガスの採掘である。採掘活動は、他の関連性のある基準の範囲から除外されており、具体的なガイダンスがない。このため、会計処理の実務に不統一が生じている。

オーストラリア、カナダ、ノルウェー及び南アフリカの基準設定主体によるプロジェクト・チームが、採掘活動に関する研究プロジェクトを行った。IASBは2010年4月に、このプロジェクト・チームのディスカッション・ペーパーを公表し、2010年10月に、寄せられたコメントの分析を受け取った。将来のプロジェクトでは、ディスカッション・ペーパーの作業を活用して、採掘活動に関連するガイダンスを開発することが考えられる。

資本の特徴を有する金融商品

IAS第32号「金融商品：表示」は、資産・負債性金融商品（非資本性金融商品）と資本性金融商品の区別に関するガイダンスを提供している。IASBは、実務上の問題への対処（現行のルール・ベースのアプローチの廃止を含む）とUS GAAPとのコンバージョンの達成のために、このガイダンスの見直しを行っている。このプロジェクトは、金融商品に関連する論点を扱うIASBのアジェンダ上の長期にわたるプロジェクトの一つである。主たる目的は、金融商品が資本性金融商品又は負債性金融商品のいずれかに分類されるために有すべき特徴を識別することである。

このプロジェクトに関連する他の重要な論点として、自己株式に係る売建プット・オプション（非支配持分に係る売建プット・オプションを含む）の会計処理及び外貨建転換社債の分類がある。IASBは2008年2月にディスカッション・ペーパーを公表し、寄せられたコメントについて審議し、多くの暫定決定を行った。2010年10月にIASBは、作業を完了する余力ができるまで、本プロジェクトを中断した。将来のプロジェクトは、中断されたものとおおむね整合したものとすることが考えられる。あるいは、狭い範囲の論点への対処に重点を置くことも考えられる。

財務諸表の表示（その他の包括利益の検討を含む）

財務諸表表示プロジェクトは、IASBのアジェンダに追加されたが、延期されている。このプロジェクトの目的は、財務諸表の情報の構成及び表示に関するガイダンスを改善することである。IASBは、財務諸表の表示に適用できる原則を開発している。情報が適切な分解の水準で表示され、かつ企業の活動について一体性のある全体像を描写するようにするためである。基準案のスタッフ・ドラフトが2010年9月に公表された。その後、IASBスタッフは、これらの提案の影響についての理解を深めるためにアウトリーチを実施した。IASBは、2011年後半まで、提案についての詳細な審議を行う予定はない。

外貨換算

外国為替に関する現行のIFRS（IAS第21号「外国為替レートの変動」）は、US GAAPを基礎としている。一部の人は、IAS第21号は準備通貨で営業活動を行う企業向けに設計されていると批判している。最近の為替レートの変動の大きさ（特に新興国での）により、一部の人が、この基準の再検討を求めるに至った。当審議会の要請を受けて、韓国会計基準審議会が主導する各国基準設定主体のグループがこの論点を検討している。特に、このプロジェクトを範囲の狭い適用上の論点に限定すべきか、あるいは通貨の会計処理の問題をもっと一般的に扱うべきかを検討している。また、プロジェクトをIAS第21号の範囲に限定すべきか、又は為替レートが他のIFRSと相互に関連する他の状況を扱うべきかについても検討している。当審議会は、潜在的なアジェンダ・プロジェクトを検討する際に、このグループの検討結果を利用する予定である。

政府補助金

IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」は、政府補助金の認識、測定及び開示、並びに他の形式の政府援助の開示に関するガイダンスを提供している。IAS第20号は概念フレームワークと整合していない。特に、企業が負債を有していない

場合の繰延収益の認識においてである。また、本基準は会計方針の選択を認めており、これにより財務諸表の比較可能性が低下し、企業が支配している資産を過小評価する可能性がある。IASBは、このプロジェクトをアジェンダに追加したが、収益認識と排出権取引スキームのプロジェクトが進展を待つ間、作業は延期されている。デュー・プロセス文書は公表されていない。

法人所得税

IFRS解釈指針委員会とIASBスタッフは、IAS第12号「法人所得税」に関して多くの質問を受け取ってきたが、それは本基準の適用が困難な場合があることを示している。また、法人所得税は、IFRSを適用する米国上場の外国登録企業にとっての重要な調整項目の発生源として識別されることも多かった。法人所得税に関するIASBの現在のプロジェクトは、当初、US GAAPとのコンバージェンス・プロジェクトとして開始され、IAS第12号の基本的アプローチの変更は意図されていなかった。公開草案は2009年に公表されたが、その後、IASBは本プロジェクトの範囲を縮小した。現在のプロジェクトで対処すべき論点の中に、不確実な税務ポジションの会計処理があったが、この論点の解決には、まず非金融負債の会計処理の改訂（IAS第37号の修正）のプロジェクトの完了が必要である。公開草案に寄せられたコメントレターに対応して、IASBは、将来のある時点で法人所得税の会計処理の基本的な見直しを検討するとしている。

インフレ会計 (IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」の修正)

IAS第29号は、超インフレが生じている機能通貨での財務諸表の作成に関するガイダンスを提供している。懸念が提起されたのは、経済に高率のインフレが生じているが超インフレではない一部の国々からであった。その懸念とは、高率のインフレが企業の財務成績に与える影響がIFRS財務諸表に適切に反映されていないというものである。この論点に関してアルゼンチン経済科学専門審議会がリサーチ・ペーパーを作成し、IASBに提供した。将来のプロジェクトでは、このリサーチ・ペーパーを利用して、機能通貨が高率のインフレが生じている経済下の通貨である企業に対するガイダンスを含めるようにIAS第29号の修正を検討することが考えられる。

無形資産

無形資産は、多くの法域のさまざまな企業にとってますます重要な種類の資産となってきた。現行基準のIAS第38号「無形資産」は、時代遅れで経済状況又は業績を適切に反映していないと考えている人々が多い。主要な懸念の一つは、購入されたのか又は内部創設されたのかによって、特定の種類の無形資産についての取扱いが一貫していないことである。IASBは、2007年にオーストラリア会計基準審議会が作成した提案を検討した。プロジェクトを無形資産に関連する論点に対処する広範なプロジェクトにするという提案であった。しかし、IASBは、その当時、十分な資源がなかったため、プロジェクトをアジェンダには追加しなかった。

中間報告

IFRSは、企業に中間財務報告の作成を要求していないが、IAS第34号「中間財務報告」では、企業が中間財務報告をどのように作成すべきかに関するガイダンスを提供している。現行基準の目的は、報告の頻度は年次財務諸表の測定に影響を与えるべきではないというものである。しかし、この目的と中間財務報告の作成において独立会計期間アプローチを適用する要求事項との間には対立関係が生じ得る。これに関連する質問として、各中間報告日時点で資産と負債の全面的な再測定が要求されるかどうかという問題がある。例えば、確定給付年金制度の確定給付制度債務を、各中間日時点で事業年度末と同じレベルの詳細さで再測定すべきであろうか。将来のプロジェクトでは、これらの論点に対応するためにどのような改善を行うべきかを検討することが考えられる。

イスラム法準拠の取引及び金融商品

現代のイスラム金融は、従来型の金融はイスラム法（シャリヤ）で禁止されている要素を含んでいるかもしれないという考えから出現したものである。代替物として、多種多様なイスラム金融取引が、伝統的な取引に基づく契約と他の付随的な取決めとの組合せに基づいて開発されてきた。これらの商品は、イスラム法の教義に準拠していると考えられているが、類似の従来型の金融と経済的に同レベルのものを提供している。一部の利害関係者は、これらの取引及び金融商品をIFRSに組み込むことが可能かどうか、また、可能な場合はその方法を検討するようIASBに要望していた。IASBスタッフは、現在、関連する論点及びIASBが採る可能性のあるアプローチの両方を研究している。マレーシア会計基準審議会等は、この取組みに特に協力的であった。IASBは、イスラム法の教義とこれらの取引の構造の両方に知識のある人々の手助けを得ることが、IASBの他のプロジェクトよりもずっと高い度合いで必要となろう。

負債——IAS第37号の修正

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、時期又は金額が不確実な負債（他の基準の範囲外である）を扱っている。このプロジェクトは、IASBの現在のアジェンダの一部である。重要な目的は、リストラクチャリング活動の費用計上に関する要求事項をUS GAAPの要求事項と揃えること、負債計上の要件を他のIFRSでの要件と揃えることである。また、本プロジェクトは、基準の対象となる負債の測定についてもっとも具体的な要求事項を設けることも目指している。公開草案が2005年及び2010年に公表され、IFRS案のスタッフ・ドラフトが2010年に公表された。IASBスタッフは、本プロジェクトで提起された論点の一部に関してアウトリーチを行っている。IASBは、寄せられた見解を2011年後半に審議する予定である。次のステップは、改訂基準の公開草案をさらに公表する予定である。

その他の包括利益

さまざまなプロジェクトでの種々のIASBの提案に対して多くのコメント提出者が提起した重要な論点は、どの収益・費用及び利得・損失の項目を純損益あるいはその他の包括利益に含めるべきなのかを決定する方法、及び、その他の包括利益に含まれる項目をその後に純損益にリサイクルすべきか、リサイクルする場合はどのような基準で行うべきかである。将来のプロジェクトでは、その他の包括利益に関連する概念的及び実務的な論点（この論点が既存のIFRSにどのように影響するか）を検討することが考えられる。

退職後給付（年金を含む）

IAS第19号「従業員給付」は、確定給付の取決めも含め、あらゆる種類の退職後給付についての財務報告の要求事項を示している。確定給付の取決めは、多くの企業にとって多額の非常に不確実性の高いコストを生じさせる可能性があり、これらの費用の見積りは極めて複雑となることがある。このプロジェクトはIASBの現在のアジェンダの一部である。IASBは、次の2つのフェーズに分けてこのプロジェクトに取り組んでいる。

- (a) 確定給付制度の認識・表示・開示の改善
- (b) 確定給付制度及び拠出ベース約定制度の測定の改善（確定給付制度と確定拠出制度の両方の特徴を有する制度を含む）

確定拠出制度の認識・表示・開示の改善は、2011年6月に完了した。本プロジェクトの第2フェーズでは、確定拠出制度及び拠出ベース約定制度の測定の改善を提案するものとなるが、まだ開始されていない。

表示及び開示の基準

現在、各IFRSは、その基準のテーマに関連した表示及び開示の要求事項を示している。これらの要求事項は、IAS第1号「財務諸表の表示」に示されている一般的な要求事項に追加される。一部の利害関係者は、開示要求があまりに膨大で、必ずしも適切な開示に焦点が当てられていないと我々に伝えた。これらの懸念に対処する1つのアプローチとして、すべての必要な開示のガイダンスを提供する単一のIFRSを開発して、他のIFRSの断片的な要求事項を置き換えることが考えられる。

料金規制事業

料金規制とは、規制を通じてサービス又は製品について顧客に請求できる価格を設定することである。一般的に、企業が独占的又は支配的な市場地位を有している場合に、規制機関又は政府が課すものである。

扱うべき論点は、料金規制環境で営業活動を行う企業に対して料金規制の影響から生じる資産及び負債の認識をIFRSが要求すべきかどうかである。各国の国内基準の中にはこの事項に関する特定のガイダンスを提供しているものがあるが、IFRSには同等のガイダンスはない。

料金規制活動に関するIASBの従前のプロジェクトは資源の制約のため完了しなかったが、IASBは今後を考え得る方法として次のものを識別した。

- 開示のみの基準
- 暫定基準 (IFRS第4号 又はIFRS第6号と同様) — 長期のプロジェクトの完成を待つ間、従前の国内基準に限定的な改善を加えた上でそれを引き継ぐ
- 中期プロジェクト (料金規制の影響に重点を置く)
- 無形資産に関する包括的なプロジェクトの一環として対応

株式報酬

IFRS第2号「株式報酬」は、株式報酬（従業員との取引を含む）の会計処理に関するガイダンスを提供している。IFRS第2号のガイダンスは、IFRS解釈指針委員会に明確化を求める要望の発生源となっており、不明確であり十分に原則ベースになっていないと多くの人々が考えている。IASBの要請で、フランス会計基準審議会（フランスの会計基準設定主体）がIFRS第2号を再検討し、コア原則を変更せずにどのように明確化できるのかを検討した。この再検討の結果は、IFRS第2号に関する将来のプロジェクトにおいて役立つであろう。このプロジェクトでは、IFRSの明瞭性の欠如に対する懸念に対処するための限定的な狭い範囲の改善を検討することが考えられる。別の代替案として、IASBがもっと範囲の広いプロジェクトに取り組み、IFRS第2号の原則の一部（特に、測定重点を、受け取ったサービスの価値に置くべきか、付与した株式報酬の価値に置くべきか）を再検討することも考えられる。

Notes

Notes

Notes

Notes

International Accounting Standards Board (IASB)

30 Cannon Street | London EC4M 6XH | United Kingdom
Telephone: +44 (0)20 7246 6410 | Fax: +44 (0)20 7246 6411
Email: info@ifrs.org | Web: www.ifrs.org

For further information about the IFRS Foundation, IASB, copies of International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards, exposure drafts and other publications, including details of IASB subscription services, please contact our Publications Department on telephone: +44 (0)20 7332 2730 or email: publications@ifrs.org



Printed on 50 per cent recycled paper